

小松島市議会議員一般選挙

■投票日 4月21日(日)

■投票時間 午前7時～午後8時

小松島市議会議員

一般選挙は、

4月14日(日)に告示、

4月21日(日)に投票

が行われます。

【お問い合わせ先】

市選挙管理委員会事務局(市役所3階)

☎32・3807 / FAX32・7011

Mail:senkan@city.komatsushima.i-

tokushima.jp

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、平成13年4月22日以前に生まれた方で、平成31年1月13日までに小松島市で住民票が作成され、引き続き市内に住んでいる方です。

※投票日までに市外に転出された人は入場券が届いても投票できません。

投票所入場券について

投票所入場券は、4月15日(月)から郵送します。有権者の皆さまには投票入場券がお手元に届くまでの間、ご心配とご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。投票所入場券は、投票日まで大切に保管し、投票当日に投票所へご持参ください。

投票所入場券を紛失した方は、投票日に投票所受付へ申し出てください。選挙人名簿に登録されていれば、本人確認により投票できます。

選挙公報の発行について

市議会議員一般選挙における候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を発行し、投票日の前日までに市内各世帯に配布します。また、市役所総合案内、立江公民館、坂野公民館に備え置きます。

期日前投票は市役所で受付

選挙の当日に次のような事由のいずれかに該当すると見込まれるときは、期日前投票ができます。

- ◎職務や業務に従事する場合
- ◎何らかの用事があって投票区の区域外に旅行または滞在する場合
- ◎病気や負傷、妊娠などのため歩くことが困難である場合
- ◎天災または悪天候により投票所に到達することが困難である場合

期日前投票の期間・場所

▼期間：4月15日(月)から4月20日(土)まで

▼時間：午前8時30分から午後8時まで

▼場所：小松島市役所1階ロビー

※投票所入場券をご持参ください。



郵便等による投票(事前登録が必要です)

身体に重度の障がいがあるなど自宅療養中のため外出が困難な人は、障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受け一定の条件に該当、または要介護状態区分が「要介護5」であれば、事前に申請し「郵便等投票証明書」の交付を受けたうえで、自宅で投票し郵便等により投票用紙を送ることができます。

